

運用 3（実施計画策定事業）

第 1 事業

実施計画策定事業は、次の事業を行うものとする。

- 1 実施計画策定
- 2 経営体育成促進換地等調整

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 3 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 1 運用 3 の第 1 から第 8 までの規定並びに別記様式第 1 号及び別記様式第 2 号は、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「都道府県知事」とあるのは「沖縄県知事」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 2 の柱書き	都道府県	沖縄県
第 5 の 1	地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
第 5 の 3 及び 5	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長

第 3 不発弾等事前探査実施要綱の規定の準用

不発弾等事前探査実施要綱（昭和 50 年 4 月 30 日付 50 構改 D 第 307 号農林水産事務次官依命通知）第 1 から第 6 までの規定及び別記は、本事業において準用する。この場合において、これらの規定中、「別表に掲げる事業」とあるのは「実施計画策定事業（不発弾等事前探査を除く。）」と読み替えるものとする。